

索引

〈 全国家計構造調査 〉

家計簿の記入のしかた

I 自動引落としによる支払 P.2 - 3

II 口座等への入金(給与・年金等) P.4 - 5

III 日々の収入と支出 P.6 - 11

支払方法による家計簿の記入の違いについて P.12

具体的な利用内容の記入例

- 1 電子マネーにチャージ(入金・積み増し)をした場合
- 2 購入した商品などの代金が後日、携帯電話料金と合わせて支払われる場合 P.13
- 3 ポイントを電子マネーや商品券に交換した場合

- 4 複数の支払い方法を併用した場合
- 5 商品券やプリペイドカードなどを購入した場合 P.14
- 6 商品券で購入してお釣りを受け取った場合

- 7 外食などをした場合(出前・宅配・テイクアウトなども含む)
- 8 病院関係の支払をした場合 P.15
- 9 介護保険を利用した場合

- 10 市価に比べて著しく安く購入した場合
- 11 旅行・レジャーに関する支払をした場合 P.16
- 12 生協などで商品を宅配で購入した場合

- 13 自動車を購入した場合
- 14 自動車を車検に出した場合 P.17

- 家計簿の記入については、お手数をおかけしますが、本冊子『家計簿の記入のしかた』をご覧ください、正確な記入をお願いします。なお、本冊子は、調査期間を通して使用していただきます。家計簿と一緒に大切に保管してください。
- 記入内容は、法律(統計法)によって厳重に保護されます。家計簿にはありのままの記入をお願いします。
- 家計簿の記入は、黒の鉛筆またはシャープペンシルをお願いします。



家計簿の3種類(Ⅰ～Ⅲ)の記入欄に、それぞれ該当するものを記入してください。

家計簿に記入する「支出」は各世帯員が支払う金銭のすべて、
「収入」は各世帯員が受け取る金銭のすべてです。

I

自動引落としによる支払



- 公共料金、家賃、住宅ローンの引落としなど

II

口座等への入金(給与・年金等)



- 毎月の給与や賞与、公的・個人年金、仕送り金など
- 収入から引かれる税金や社会保険料など

III

日々の収入と支出



- ショッピング、利用サービスの支払、せん別・祝金など(支出)
- 自分の店舗で販売する商品の自家用・贈答用の消費(支出)
- 賃金、謝礼金、せん別・祝金など(現金収入)
- 口座からの引出と預入

高額の支出も忘れずに『家計簿』への記入をお願いいたします。

『家計簿』の最終ページにある「記入確認リスト」を必ず確認し、記入漏れのないようご注意ください。

具体的な記入方法については、裏表紙の索引から、該当ページをご参照ください。

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについてわからない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、右記のコールセンターにご連絡ください。

総務省統計局全国家計構造調査コールセンター

おかけ間違いのないようにご注意ください。

☎ 0570-02-7272

受付時間:午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用になれます)

*IP電話などからは、03-6628-7882におかけください。(この場合、所定の通話料金がかかります。)

*ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれも所定の通話料金となります。

I 自動引落としによる支払

記入例

- 世帯員の預貯金口座から口座自動振替で行っている、公共料金、家賃、保険料の支払や、住宅ローン、クレジットカード払いの返済など毎月または定期的に行う支払を記入してください。
- 記入にあたっては、支払う料金の領収書や口座自動振替通知票、預貯金通帳などで支払の種類、金額をよく確かめ、家計簿の記入対象期間に引落としがあった分を記入してください。
※ 記入対象期間外に、既に10月・11月を含む年間料金等を一括で支払った場合には、記入する必要はありません。
- 公共料金や家賃などの支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。
- 左のページには、口座自動振替やクレジットカードで毎月の支払が行われている代表的な項目をあらかじめ印刷しています。該当する支払がある場合は、各項目の欄に記入してください。

1 電気料金・ガス料金

器具代・工事費などが含まれている場合は、使用料金と区別して「28」番以降に記入してください。

2 NHK放送受信料金

NHKのBS放送受信料を含みます。

※ NHKおよびケーブルテレビ以外の衛星放送受信料は「28」番以降に記入してください。

3 携帯電話料金

スマートフォンを含む携帯電話料金は、請求書などを見て、請求金額(支払金額)の合計額にプロバイダ料金(インターネット接続料)や固定電話料金などが含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。

内訳が区別できない場合は金額をまとめて記入し、セット料金に含まれる内容を記入してください。
携帯電話料金と合わせて支払っている「有料コンテンツ利用料」(※1)、「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」(※2)、「機器代金分割支払分」は、携帯電話料金の内数としてそれぞれ該当する欄に記入してください。

※1 有料コンテンツ利用料

有料のゲーム、音楽、アプリのダウンロードなどにかかった料金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。
なお、購入した時点では、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄に記入してください。〔参照〕P.13

※2 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等

洋服や日用品などを購入した代金のうち、携帯電話料金と合わせて支払っている分を記入してください。なお、購入した時点では、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄に記入してください。〔参照〕P.13

I 自動引落としによる支払

※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。
※クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。
※「13 新聞代」及び「24～26 保険料」については、該当するものを「○」で囲んでください。

支払内訳(種類、品名等)		今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦
1 電気料金	[10 月分]	5,727	○
2 都市ガス料金	[10 月分]	6,344	○
3 プロパンガス料金	[月分]		○
4 水道料金	[9 月～ 10 月分]	5,373	○
5 NHK放送受信料金	[10 月～ 11 月分]	4,460	○
6 インターネット接続料	[10 月分]	990	○
7 固定電話料金	[10 月分]	3,362	○
8 携帯電話料金	[10 月分]	28,780	○
9 うち 携帯電話事業者による代行徴収分	有料コンテンツ利用料	1,460	○
10	有料コンテンツ利用料以外の買い物代等	8,570	○
11	うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等)	2,250	○
12 ケーブルテレビ等受信料	[10 月分]	6,600	○
13	インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代		○
14 新聞代	[10 月分]	3,093	○
15 住宅ローンの返済	[月分]		○
16 家賃	[11 月分]	80,000	○
17 共益費又は管理費	[11 月分]	2,000	○
18 月極駐車場料金	[11 月分]	8,000	○
19 学校給食費	[11 月分]	3,030	○
20 学校授業料	[月分]		○
21 PTA会費	[11 月分]	300	○
22 学校教材費	[11 月分]	3,000	○
23 保育所・幼稚園の保育料	[11 月分]	9,870	○
24 国民年金保険料	[11 月分]	16,410	○
25 [学 資] 保険料	[11 月分]	13,110	○
26 [学 資] 保険料	[11 月分]	13,110	○
27 [終身年金] 保険料	[11 月分]	13,100	○
28 クレジットカード払いの返済	[9 月分]	35,000	○
合 計		267,659	○

1

I 自動引落としによる支払(つづき)

支払内訳(種類、品名等)		今月の支払分 金額(円)	クレジット 掛買い・月賦
28 100百貨店友の会会費	11月分	5,000	○
29 新聞代(電子版)	10月分	3,800	○
30 受信料(スカパー！)	10月分	2,415	○
31 保育所保育料	11月分	9,433	○
32 住宅火災保険(掛け捨て)	11月～翌年10月分(年払い)	15,000	○
33 自動車購入返済分		20,000	○
34			○
35			○
36			○
37			○
38			○
39			○
40			○
41			○
42			○
43			○
44			○
45			○
46			○
47			○
48			○
49			○
50			○
51			○
52			○
53			○
54			○
合 計		55,648	○

2

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ受信料にインターネット接続料や固定電話料金などがセット料金として含まれているときは、それぞれ該当する欄に分けて記入してください。

内訳が区別できない場合は「ケーブルテレビ等受信料」に金額をまとめて記入し、セット料金に含まれるものを「○」で囲みます。

5 新聞代

該当するものを「○」で囲みます。日刊工業新聞や株式新聞などの業界紙は「その他」とします。電子版は「28」番以降に記入してください。

6 保険料

種類や何月分の支払かを記入し、積立型か掛け捨て型かを「○」で囲みます。

7 クレジットカード払いの返済

クレジットカード払いの代金が口座から引き落とされた場合は、何月分かを記入してください。複数のカードの引落し額をまとめて記入してもかまいません。

8 合計

ページごとの合計金額を記入してください。
ただし、()書きにした金額は、合計欄には含めません。

9 (つづき)への記載例

デパートの友の会など、毎月の積立金や会費を口座自動振替によって支払っている場合に記入してください。

10 クレジットカードで支払っている場合

受信料など毎月の利用料金の支払をクレジットカードで行っている場合は、「クレジット 掛買い・月賦」欄に「○」を記入してください。

- 世帯員の預貯金口座に、給与、賞与、年金、仕送り金などが振り込まれた(入金された)場合に、記入してください。
- 世帯員全員の収入について世帯員ごとに記入してください。
世帯主の収入は[世帯主]のページに、世帯主の配偶者の収入は[世帯主の配偶者]のページに記入してください。
その他の世帯員の収入は[世帯主との続き柄[]]]のページに記入し、
[]内には世帯主との続き柄を記入してください。
- 収入は、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を記入します。



1 日付欄

入金のあった日付を記入し、何月分の給与かを記入してください。

2 給与・年金

税引き前の収入額の内訳を「支給額」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「控除又は納付額」欄に記入してください。賞与も同様に記入してください。

3 社会保険料

厚生年金保険料、厚生年金基金掛金や退職金等年金掛金、確定拠出年金の掛金は、それぞれ分けて記入してください。

4 財形貯蓄

該当するものを「○」で囲みます。複数ある場合は、「8」番以降の「控除又は納付項目」欄に分けて種類がわかるように記入してください。

5 借入金など

社員貸付制度や高額医療貸付制度などを利用して借り入れた金額など、給与・年金以外で振り込まれた金額は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

6 原稿料など

税込み額(天引きされる前の金額)を「支給額」欄に、その所得税(源泉徴収分)は「控除又は納付額」欄に記入してください。

年金以外の社会保障給付金(失業手当や生活保護費など)の入金があった場合は、「事業収入・賞与・その他の収入」欄に記入してください。

II 口座等への入金(給与・年金等) 世帯主				
※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。				
■ 月々の給与				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 7/5	7/10 月分	293,200	2 税	3,830
2	扶養(家族)手当	20,000	住民税	16,000
3	住宅手当		健康保険料	15,856
4	通勤手当(6 か月分)	63,050	介護保険料	2,640
5	時間外手当		厚生年金保険料	21,280
6	[] 手当		雇用保険料	1,129
7	[] 手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	30,000
8			厚生年金基金掛金	8,000
9			財形貯蓄 年金	10,000
10				
11				
12				
13				
14				
給与総額		376,250	控除又は納付項目の総額	108,735
口座振込額		267,515 円	賃金のデジタル払いの額	0 円
■ 年金				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	[] 年金		介護保険料額	
2	[] 年金		後期高齢者医療保険料額	
3	[] 年金		所得税額及び復興特別所得税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
支給総額			控除又は納付項目の総額	
口座振込額			円	
■ 事業収入・賞与・その他の収入				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 7/10	会社から社員融資借入れ	300,000		
8 7/10	原稿料	48,000	原稿料 所得税	4,900
9 7/10	児童手当	80,000		
支給総額		428,000	控除又は納付項目の総額	4,900
口座振込額		423,100 円	賃金のデジタル払いの額	0 円

- 収入は、あらかじめ印刷されている「収入項目」に沿って、その内訳を記入し、収入から引かれる税金・社会保険料などは、あらかじめ印刷されている「控除又は納付項目」に沿って、その内訳を記入してください。
- あらかじめ印刷されている「収入項目」、「控除又は納付項目」に該当するものがない場合は、空いている欄に記入してください。
- 複数の勤め先から給与や賞与を支給されている場合は、勤め先ごとにそれらすべてを記入してください。
- 手持ち現金に動きがない口座等への入金は、『家計簿』への記入漏れを起こしやすいので特に注意してください。

II 口座等への入金(給与・年金等) 世帯主の配偶者				
※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。				
■ 月々の給与				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 7/7	本給(7/10 月分)	87,000	7 所得税	2,665
2	扶養(家族)手当		住民税	2,900
3	住宅手当		健康保険料	
■ 年金				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1 7/5	[厚生] 年金	274,650	介護保険料額	5,800
2 7/5	[国民] 年金	51,050	後期高齢者医療保険料額	800
■ 事業収入・賞与・その他の収入				
日付	収入項目	支給額(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額(円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7 7/7	家賃収入(7/10月分)	80,000		
8 7/26	実業家 運営収入からの繰入れ(7/10月分)	20,000		
9 7/28	内職 和服仕立代	35,000		
支給総額		135,000	控除又は納付項目の総額	
口座振込額		100,000 円	賃金のデジタル払いの額	35,000 円

7 勤務形態がパートやアルバイトなどの場合

基本給(基本支給額)は「本給」に記入してください。

8 年金

種類を詳しく記入してください。なお、数か月分がまとめて入金された場合はその額をそのまま記入してください。

9 その他の収入

給与や賃金以外の収入が口座等に入金された場合は、その都度できるだけ詳しく記入してください。

10 事業収入

事業からの収入は、そのうち家計に繰り入れた分だけを記入します。

11 内職収入

経費を差し引いた金額を記入してください。

12 賃金のデジタル払いの額

賃金をデジタル払い(●●Payなど)で受け取っている場合に記入します。

※賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)の口座への賃金支払いを指します。

給与・年金などを現金で受け取っている場合

- 受け取った日の「III 日々の収入と支出」の「現金収入」欄に、誰(世帯主との続き柄)の、何月分の、どのような収入かがわかるように記入してください。
- 給与・年金などは、税引き前の収入額の内訳を「現金収入」欄に、税金や社会保険料などの控除額の内訳を「支出」欄に記入してください。

■ 現金収入		■ 現金収入の引出と預入	
収入の種類	金額(円)	引出の合計	預入の合計
1 世帯主 7/10月分 本給	293,200		
2 扶養手当	20,000		
3			
4			
■ 本日現金残高			
■ 支出			
支払方法は、該当する番号を○で囲んでください。			
支出の種類	金額(円)	支払方法	金額及び用途
3 所得税	3,830	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
4 住民税	16,000	1 2 3 4 5 6 7 8 9	



日々の収入と支出

記入のしかた

- 日々生じる収入・支出を毎日記入してください。(Ⅰ・Ⅱ 欄以外の収入・支出)
- その日の収入・支出の有無にかかわらず、毎日新しいページに記入してください。
収入・支出が全くない日は、その日のページに「支出なし」と記入してください。
- Ⅲ 欄は、日付ごとに見開き2ページとなっています。
- 同じ日の収入・支出がページ内に収まらない場合は、次のページに同日の日付を記入し、続きの内容を記入してください。
この場合、各ページに「現金収入」、「現金支出」欄の合計金額を記入してください。
- 購入した商品は、個々の品名を具体的に記入してください。
贈答用や離れて住んでいる親類や家族、友人・知人にあげるために購入した商品は、「自家用以外」欄に「○」を記入してください。
- 11月に記入する『家計簿(11月分)』では、購入した商品ごとに、購入先・購入地域を「○」で囲んでください。

III 日々の収入と支出

日(曜日)

前日からの繰越金 (手持ち現金) 円 〇

■支出

支払方法は、該当する番号を○で囲んでください。

品名	支払方法									金額及び用途	自家用以外 (記入する場合は「○」を記入してください)
	現金	電子マネー (プリペイドカード・クレジットカード・デビットカード)	ポイント	口座振込	自分の店の商品	自分の店の商品 (販売額を記入します (円))	自家用以外 (記入する場合は「○」を記入してください)	自家用以外 (記入する場合は「○」を記入してください)	自家用以外 (記入する場合は「○」を記入してください)		
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
13	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
14	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
15	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
16	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
17	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
18	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
19	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
20	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
21	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
22	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
23	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
24	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
25	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

支払方法・現金の合計 〇 円

現金収入

収入の種類	金額 (円)
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
現金収入の合計 〇	円

■預貯金の引出と預入

引出額の合計 〇	預入額の合計 〇
円	円

■今日の現金残高

今日の現金残高 (A-B-C-D-E) 円

備考

1 支払い方法について

※QRコードやバーコード等による決済サービスを利用した場合は、該当する決済方法の番号を「○」で囲んでください。
(例:クレジットカード払いや後日口座から引き落とされる場合は「クレジット・掛買い・月賦」の2を「○」で囲む。)



クレジット・掛買い・月賦による購入の場合・・・②クレジット・掛買い・月賦

クレジットカードでの購入など、購入代金の支払を、後日、「一括払い」または「分割払い」で行う場合が該当します。



電子マネーによる購入の場合・・・③プリペイド(前払い)、④ポストペイ(後払い)

電子マネーで商品・サービスを購入した場合が該当します。

電子マネーは、精算方法の違いから以下の「プリペイド(前払い)方式」と「ポストペイ(後払い)方式」の2種類に分類されます。

プリペイド(前払い)方式

使用前にチャージする必要がある電子マネーで、チャージした金額の範囲内で商品・サービスを購入することができます。

例> Suica(スイカ)、ICOCA(イコカ)、PASMO(パスモ)、Edy(エディ)、nanaco(ナナコ)、WAON(ワオン)など

ポストペイ(後払い)方式

購入した商品・サービスの代金を後日まとめて支払う形式の電子マネーです。プリペイド方式のように使用前にチャージする必要はなく、クレジットカードのような使い方ができる電子マネーです。

例> QUICPay(クイックペイ)、iD(アイディー)など



ポイントを使用した場合・・・⑤ポイント

購入代金の支払に、ポイントやクーポン券を使用した場合が該当します。



商品券による購入の場合・・・⑥商品券

全国百貨店共通商品券やQUO(クオ)カードなどで商品・サービスを購入した場合が該当します。この欄の商品券は、現金と同様に多様な商品を購入できる商品券やプリペイドカードなどが該当しますが、購入できる商品が限定されている図書カードやビール券などは該当しません。

※図書カードやビール券など購入できる商品が限定されている商品券やプリペイドカードなどは、その商品券を購入したときに家計簿に記入しますが、その商品券を使ったときは家計簿に記入する必要はありません。[参照>P.14]



デビットカードについて・・・⑦デビットカード

金融機関のキャッシュカードで商品・サービスを購入した場合が該当します。デビットカードでは、商品・サービスの購入時にキャッシュカードの預貯金口座から代金の引落し(即時決済)が行われます。



口座間振込等について・・・⑧口座間振込等

預貯金口座から販売事業者の口座に代金を振り込んで商品・サービスを購入した場合が該当します。インターネット通販やテレビショッピングでの代金の口座間振込のほか、離れて住んでいる親類や家族の口座に世帯員の預貯金口座から仕送り金を振り込む場合もこれに該当します。

口座間振込を行う際に生じた振込手数料も併せて記入してください。[参照>P.10]



自分の店の商品を家計用として取り入れた場合・・・⑨自分の店の商品

世帯または世帯員が経営する店舗で販売する商品を、自家用・贈答用に消費した場合が該当します。金額はその店舗での商品の販売額を記入してください。

2 現金収入について

- 現金で受け取った収入は、右ページ下の「現金収入」欄に記入してください。給与や賞与などの収入は、4ページの記入例のように、税金や社会保険料などが引かれる前の金額を、本給、通勤手当、時間外手当などに分けて記入してください。

- 現金と同様に使える商品券をもらった場合も、「現金収入」欄に記入してください。

- 上記の収入のほか、現金で受け取ることがある収入には、右記のがあります。

家賃収入
内職収入
キャッシングやカードローン・質入れなどの借入金
他人に貸した貸付金の返済
離れて住んでいる家族からの仕送り金
友人・知人からのせん別や香典・祝金
株式・債券の売却収入
買取店への売却・オークション販売で得た収入 など

※口座等に入金された場合は Ⅱ 欄に記入してください。

3 預貯金の引出と預入

- 預貯金口座から現金を引き出した場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「引出額の合計D」欄に記入してください。

- 手持ちの現金を預貯金口座に預け入れた場合は、合計額を右ページ「預貯金の引出と預入」の「預入額の合計E」欄に記入してください。



